

# 足場の組立て等特別教育(通常教育)

## 労働安全衛生法

足場からの墜落防止対策の強化に関する労働安全衛生規則の改正に伴い、安全衛生特別教育規定の一部が改正され「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が特別教育の対象業務に追加となり、平成 27 年 7 月 1 日より施行されております。

本特別教育は「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く。※以下、当該業務とする。）に従事する作業者に必要となる教育です（通常教育：6時間）。

また、当特別教育に関する経過措置は平成 27 年 7 月 1 日より 2 年間となっており、平成 29 年 7 月 1 日以降は足場の組立て等特別教育を修了していない方は当該業務に従事することが出来なくなっております。

関係各位のみなさまにはこの機会に受講いただきますようご案内いたします。

なお、足場の組立て等作業主任者をお持ちの方は上位資格のため当教育の受講は不要です。

1. 日 時： 11月27日（月）8:50～16:00（講習6時間）
  2. 場 所： 富士吉田商工会議所 大会議室（富士吉田市下吉田 7-27-29）
  3. 受講資格： 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く。）に従事している 18 歳以上の者。  
※足場の組立て作業主任者は除く。
  4. 受講区分： 学科
  5. 受講料：

|        | 会員     | 非会員     |
|--------|--------|---------|
| 受講料    | ¥8,000 | ¥8,000  |
| テキスト代等 | ¥0     | ¥2,000  |
| 合計     | ¥8,000 | ¥10,000 |
- ←建設業労働災害防止協会の会員、非会員によりテキスト代等が異なります。
- ※本講習は「建設労働者確保育成助成金」の対象となります。受講料の一部と受講日の賃金について助成されます。詳しくは裏面をご覧ください。
6. 受講定員： 50名（※定員になり次第受付終了いたします）
  7. 申込期限： 10月20日（金）※下記の連絡書にてお申込みください。
  8. 注意事項： 申し込み後の取り消しは、資料を送付し受講料はお返しいたしません

富士吉田商工会議所建設部会事務局 行（FAX 0555-22-6851）

## 足場の組立て等特別教育（通常教育）受講申込連絡書

|      |     |  |     |      |  |
|------|-----|--|-----|------|--|
| 事業所名 |     |  |     | 担当者名 |  |
| 所在地  | 〒   |  |     |      |  |
| TEL  | ( ) |  | FAX | ( )  |  |
| 受講者名 |     |  |     |      |  |

※申込書受理後、受講料と本申込のご案内を送付いたします。

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のため利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

## 建設労働者確保育成助成金のご案内

「足場の組立て等特別教育（通常教育）」は『建設労働者確保育成助成金』の技能実習コースの助成対象となります。

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

### 建設労働者確保育成助成金【技能実習コース】

| コース  | 概要  | 助成額  |
|------|---|--|
| 経費助成 | 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成  | 技能実習の実施に要した実費相当額について次の割合<br>【20人以下の中小建設事業主】<br>3/4 <9/10> (※1)<br>【21人以上の中小建設事業主】<br>3/5 <3/4> (※1)          |
|      | 建設事業主が雇用する女性の建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成 | 技能実習の実施に要した実費相当額の9/20 <3/5> (※1)   |
| 賃金助成 | 中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成  | 1つの技能実習について1人1日あたり次の金額<br>【20人以下の中小建設事業主】<br>7,600円 <9,600円> (※1)<br>【21人以上の中小建設事業主】<br>6,650円 <8,400円> (※1) |

(※1) < >内は生産性要件を満たした場合の助成額（100未満切り捨て）です。  
また、各コースごとに上限額を設定しています。

### ○手続き方法

技能実習コースの支給を受けようとする中小建設事業主は、事業を実施しようとする日の原則1ヶ月前までに、計画届及び必要書類一式を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局職業対策課に提出してください。(※2)

(※2) 富士吉田商工会議所の行う「足場の組立て等特別教育（通常教育）」は11月27日に実施しますので、11月20日（月）まで（必着）に手続きが必要ですのでご注意ください。助成可能な建設業者には一定の要件があります。

手続き方法など詳しくは山梨労働局職業対策課（Tel055-225-2858）までお問い合わせください。